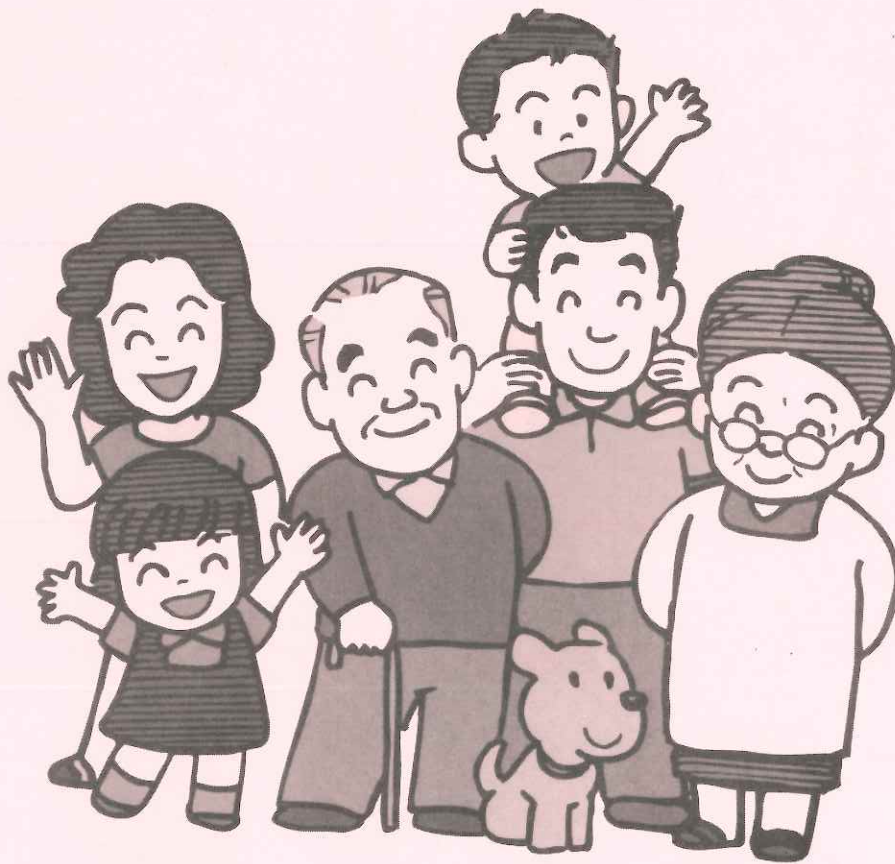


せい かつ ほ ご
生活保護のしくみ

— せい かつ こま かた
生活にお困りの方に —



笛吹市福祉事務所

せいかつ ほ ご 生活保護とは

わたし いっしょう あいだ さまざま じじょう せいかつ こま
私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまふことがあります。
せいかつ ほ ご こんきゅう じぶん しさん のうりよく ほか せいど かつよう せいかつ
生活保護は、困窮のため、自分の資産や能力、他の制度の活用だけではどうしても生活
できない方に対して、困っている程度に応じた必要な援助を行い、健康で文化的な最低限
度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるよう手助けする制度です。
せいかつ こま せいかつ ほ ご し せいかつ えん ご か そうだん
生活に困って生活保護などについて知りたいときは、生活援護課までご相談ください。
せいかつ ほ ご りよう もんだいかいけつ きょうりよく
生活保護利用だけでなく、問題解決のために協力いたします。

ほ ご き 保護が決まるまで

- ① **相談** そうだん 生活や資産、親族らとの交流状況などを確認します。プライベートな部分
↓
もありませんが、相談をとし知りえた情報については外部にもらされることは
ありませんので、安心してお話をください。
せいかつ しさん しんぞく こうりゅうじょうきよう かくにん ぶぶん
- ② **申請** しんせい 生活保護利用については本人の意志での申請が必要です。必要な用紙は生活援
↓
護課にてお渡しします。必要事項を記入のうえ提出してください。(申請者は
本人、家族、扶養義務者に限ります)
せいかつ ほ ご りよう ほんにん いし しんせい ひつよう ひつよう ようし せいかつ えん
ご か わた ひつよう じこう きにゅう ていしゆつ しんせいしゃ
- ③ **調査** ちょうさ 申請を受け、福祉事務所(生活援護課)の地区担当があなたの資産・能力・
↓
生活状態につき関係機関への照会や家庭訪問等を行い、保護の要件が満たさ
れているかなど調査します。
しんせい う ふくじしむしょ せいかつ えん ご か ちくたんとう しさん のうりよく
せいかつ じょうたい かんけいきかん しょうかい かていほうもんと おこな ほ ご ようけん み
ちょうさ

ほ ご けつてい かが 保護の決定に関わることから

A 生活保護と資産

しんせい う ぎんこうとうきんゆう きかん せいめい ほけんがいしゃ かんけいきかん しさんちようさ おこな
申請を受け、銀行等金融機関や生命保険会社、ほか関係機関に資産調査を行い
ます。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など、売却や活用が
かのう しさん ばあい しさん ばいきやく さいていせいかつ ひ あ
可能な資産がある場合は、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこと
もあります。

とくてい じょうけん がつち しさん ほゆう みと ばあい
※特定の条件に合致した資産は、保有が認められる場合もあります。

B 能力の活用

はたら のうりよく かの のうりよく おう はたら きゅうしょくかつ
働ける能力のある方は、能力に応じて働いていただきます。また、求職活
動をするにあたり、就労支援を行っていますのでご相談ください。
どう しゅうろうしえん おこな そうだん

びょうき しょう た りゆう はたら ばあい もんだいかいけつ どりよく
病気や障がい、その他の理由で働けない場合は、その問題解決に努力して
いただくこととなります。

C ほかの制度の活用

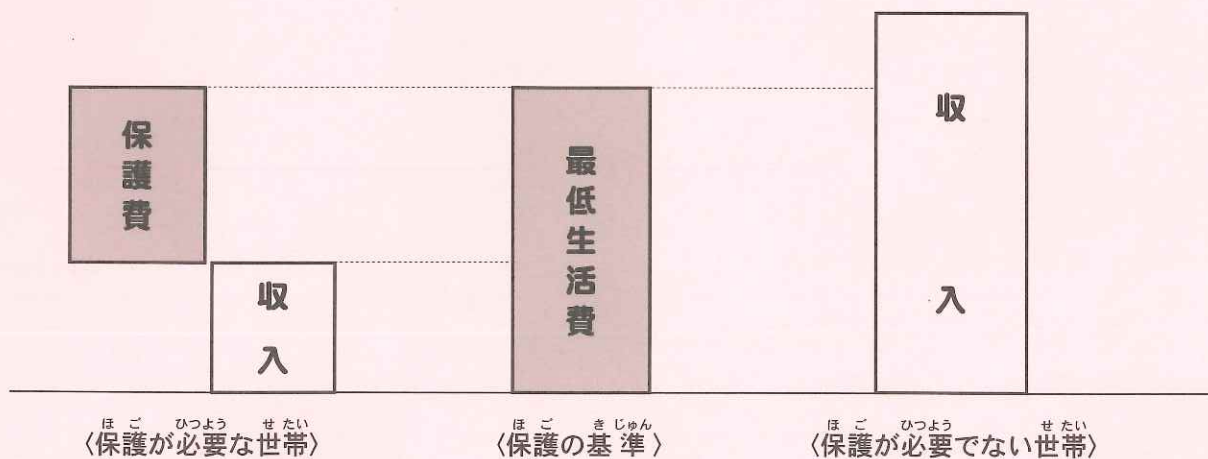
生活保護は生活保障のための最後の手段となります。生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障制度などさまざまな公的制度があります。活用が可能な制度がある場合は、それらを活用していただきます。

D 扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください（福祉事務所からも照会します）。なお、親族の扶養は可能な範囲の援助を求めるものであり、親族がいることだけで、生活保護の利用ができないということはありません。また、家庭内暴力や虐待など特別な事情がある場合には、その親族への照会を見合わせることもあるので、事前に相談してください。

④ 決定 調査に基づき、保護が利用できるかどうか審査を行います。

生活保護は世帯を単位に決定します。審査にあたっては、世帯全体で必要になる最低生活費と世帯の収入を比較して判定します。下図のように、最低生活費に比べ、世帯の収入が下回る場合は生活保護により不足分の生活費を補います。世帯の収入が最低生活費を上回る場合には生活保護の利用はできません。



1. 最低生活費とは、世帯員全員に必要なとなる食費・衣類・光熱水費などの生活費、家賃等の住宅費、小～高等学校教育に必要な教育費、医療費、介護費等を厚生労働省の定めた地域ごとの基準により算定したものです。

2. 収入とは、給料、年金等各種手当、養育費、仕送り等含む、世帯にかかわるすべての収入をいいます。（働いて得た収入については、必要経費などを控除のうえ、最低生活費と比べます。

⑤ 結果通知

生活保護が利用できるかどうかは、原則として申請の日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に決定して通知します。なお、決定の内容に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日から90日以内に山梨県知事に対し、不服の申立てをすることができます。

保護の種類

1. 生活扶助	衣食や光熱水費など日常の暮らしの費用
2. 住宅扶助	家賃や家屋の修繕・補修などの費用
3. 教育扶助	小学生・中学生の学用品、給食費等の費用
4. 介護扶助	介護サービスを利用する費用
5. 医療扶助	病気やけがの治療のための医療費
6. 出産扶助	お産に必要な費用
7. 生業扶助	仕事に就くための技能習得や高校就学費用
8. 葬祭扶助	葬儀等にかかわる費用

相談・連絡先

担当部署	郵便番号	住所	電話番号
笛吹市福祉事務所 生活援護課	406-0031	笛吹市石和町市部800	055 (261) 1905